

## 知的財産担当官について

当館では、海外において日本企業が知的財産権の侵害、特に模倣品・海賊版の問題に直面するケースが増加していることを踏まえ、知的財産担当官を設置しております。

チリにおける知的財産権問題に関する御意見、御要望、御相談等がございましたら以下の知的財産担当官までご連絡下さい。

三浦 聡 一等書記官 + 5 6 - 2 - 2 3 2 - 1 8 0 7

在外公館における知財保護支援の取組について

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html>